

令和6年度第6回

下松市農業委員会総会議事録

令和6年9月10日（火）10時から
下松市役所4階 庁議室

発言内容については、要旨を記載しています。
個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和6年度第6回下松市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年9月10日(火) 10時から

2 開催場所 下松市役所 4階 庁議室

3 農業委員

・出席(8人)

会長 5番 清水 守

会長職務代理者 3番 河村 真弓

1番 内山 禮介 2番 大本 博秀 4番 近藤 政司 6番 田中 結

7番 藤田 善江 8番 松村 将吾

・欠席(0人)

4 農地利用最適化推進委員 (全員出席要請)

・出席(4人)

1番 貞久 晋 2番 藤井 清隆 3番 小林 克美 6番 本村 学

・欠席(2人)

4番 金藤 哲夫 5番 弘中 健治

5 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員及び会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 現況確認書について(調整区域)

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 現況確認書について(市街化区域)

報告第4号 水田埋立による畑地造成届について

6 農業委員会事務局職員

局 長 中田 量寄

書 記 河本 健

7 会議の概要

会議の概要については次のとおり

第6回 定例総会 会議の概要

事務局	それでは、ただ今より9月の定例総会を開催いたします。本日、農業委員の欠席はございませんので、出席は8名です。農業委員の過半数が出席していますので、下松市農業委員会会議規則第7条により定足数を満たしており、総会は成立している事を報告致します。なお、検討事項があるため推進委員全員に出席をお願いしておりますが、金藤哲夫推進委員、弘中健治推進委員は欠席です。それでは議長お願いします。
議長	おはようございます。本日の議事録署名人は近藤政司委員と松村将吾委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願いします。それではよろしくお願い致します。議案第1号受付番号2番については、藤田善江委員が関係するものがありますから、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、審議採決終了まで藤田善江委員には、退席していただきます。 (藤田善江委員 退席) それではよろしくお願いします。
事務局	議案書1ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。申請は2件あります。まず、受付番号1番について。土地の所在は大字●●●●●番●、地目は登記簿田、現況畑、農振区分は農用地区域外、面積は288㎡です。譲渡人は●●●●さん、譲受人は●●●●さん、内容は有償所有権移転です。調査報告は内山禮介委員です。よろしくお願いします。
議長	内山禮介委員、お願いします。
内山委員	現地で譲受人の●●●●さんと面談をして調査を行いました。場所は議案書の4ページを見てください。場所は●●●●●地区です。●●●●の手前を左に行きますと、●●●●●のすぐ海側に申請地及び自宅があります。右側の図面で言うと、●●●●-●が申請地、その隣の●●●●が自宅です。そこでお話を聞きました。申請地は既に野菜とか植えておられました。譲渡人とは元々親戚の関係にあり、自宅の隣だし、この際名義を移そうという話になったようです。譲受人の●●●●さんは自宅のすぐ傍に田、畑を耕作しておられます。農機具もトラクター、コンバイン、田植え機、バインダー、草刈り機、耕運機など、フル装備で倉庫に入っておりました。農業の実績も十分ありますし、この申請地を譲り受けても何ら問題が生じることはないと思われます。以上です。
議長	内山禮介委員、ありがとうございました。次、事務局、お願いします。

事務局

議案書9ページをご覧ください。議案第2号、現況確認書（市街化調整区域）についてご説明いたします。3件ございます。

受付番号1番について、5筆ありますが、土地の所在は●●●●●丁目●●●番●、●●●番●、●●●番●、●●●番●、●●●番●。地目は登記簿で順番に、畑、畑、田、田、田、農振区分は農用地区域外、面積は5筆の合計が4,119㎡です。所有者は●●●●さん。非農地として認定してよいかの承認となります。申請地は昭和40年に住宅を建築した宅地とその進入路の部分と、数十年前から耕作放棄されて原野になっているものです。なお、都市計画法が昭和43年制定ですので、住宅は都市計画法制定以前に建築されたものとなります。参考地目は●●●番●原野、●●●番●宅地、●●●番●原野、●●●番●原野、●●●番●宅地です。

受付番号2番について、議案書9ページをご覧ください。土地の所在は●●●●●丁目●●●番、●●●番。地目は登記簿でいずれも畑、農振区分は農用地区域外、面積はそれぞれ261㎡、178㎡で、合計439㎡です。所有者は●●●●さん。非農地として認定してよいかの承認となります。申請地は、数十年前から道路の一部や竹林になっているものです。参考地目は公衆用道路及び山林です。

受付番号3番について、議案書10ページをご覧ください。5筆ありますが、土地の所在は大字●●●●●番●、●●●番●、●●●番●、●●●番●、●●●番●。地目は登記簿で●●●番●から4筆が畑、最後の1筆●●●番●が田です。農振区分は農用地区域外、面積は合計1,084.35㎡です。所有者は●●●●さん。非農地として認定してよいかの承認となります。申請地は、数十年前から道路の一部や竹林になっているものです。参考地目は公衆用道路及び原野です。

調査報告は近藤政司委員です。よろしくお願いします。

議長

近藤政司委員、お願いします。

近藤委員

ご報告いたします。場所は11ページです。場所は●●●●の倉庫のすぐ東側と、昔の●●●といいますが、●●の方から上がって2、300mくらいの所に位置する場所です。写真の左の一番上に浮き上がった構築物が●●●●●●●の高架橋で、赤い屋根の建物が●●●●の●●●●●●●●●●です。この土地は40年くらい耕作しておられず、湿原でありますから、ずっとガマのような草が生えていました。

受付番号2番は、昔の●●の道を上がったところにあります。かつては畑を作られていたのかも知れませんが、今は竹が生えています。写真にもありますけれど、これが●●●●で、12ページの地図では、この辺りは孟宗竹とかで荒れていまして、ほぼ山林のような状態です。

最後に受付番号3番の13ページの地図ですが、道があるのは●●の新しい道路ですけど、この傍に小さい道が分かれているのが●●●●です。そこに丸い堤らしきものがありますけれど、田を作られる様子もありません。道から向

議

長

こうも見ましたけれど、ほぼ山と一体化して木が生えており原野と道路として認定したいと思います。ご審議よろしく願いいたします。

近藤政司委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。意見もないようですので採決をします。

議案第2号受付番号1番についてはこれを非農地、●●●番●原野、●●●番●宅地、●●●番●原野、●●●番●原野、●●●番●宅地、

議案第2号受付番号2番についてはこれを非農地、●●●番山林・道路、●●●山林、

議案第2号受付番号3番についてはこれを非農地、●●●番●道路、●●●番●道路、●●●番●原野、●●●番●原野、●●●番●原野・道路、

とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第2号受付番号1番、2番、3番は原案の通り承認致します。次、事務局お願いします。

事務局

議案書14ページをご覧ください。報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてですが、届け出が1件ございました。

議案書の15ページをご覧ください。報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてですが、届け出が4件ございました。

議案書の17ページをご覧ください。報告第3号、現況確認書について（市街化区域）ですが、申請が1件ございました。

議案書の18ページをご覧ください。報告第4号、水田埋め立てによる畑地造成の届出について、届出が1件ございました。

添付書類は完備しておりましたので、現地の状況等を確認し、下松市農業委員会規程に基づき、事務局長専決により処理いたしました。以上です。

議

長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。その他連絡事項はありますか。

事務局

はい。農地パトロールと意見書についてです。

まず令和6年度の農地パトロールについて説明いたします。手引きをご覧ください。今年度は、令和6年9月から12月にかけて、農地パトロールをお願いいたします。実施場所については、手引きに記載のとおりです。実施方法は、2人1組に分かれて、全ての班でタブレットを利用して、農地の調査をお願いいたします。なお、班分けは記載のとおりで、四角で囲った委員さんへ最初にタブレットを貸与いたします。調査中のタブレットの管理は、各班でお願いいたします。調査の方法については、記載のとおりです。今回貸与するタブレッ

トについては、12月総会で返却をお願いいたします。次に、タブレットの使用方法についてです。「作業の開始」、「現地調査結果の入力・反映」及び「作業終了後」の手順について記載をしております。昨年度、タブレットを利用された委員の方もいらっしゃると思いますが、作業開始の際の手順が変更となっております。タブレットを活用しての調査について、入力作業等に不慣れな方も多いと思いますので、総会及び地域計画の説明終了後、タブレットの操作方法について、事務局にて実演したいと思いますので、お時間のある方は、後程、お集まりください。今年からは区分けをしまして全域を回ってもらうようになるのですが、12月までに全てを回ってもらえるかこちらも分かりませんので、12月の時点で打ち切られて構いませんので9月から12月ということで。事務局では2年から3年にかけて回ればいいかなと考えております。

(協議)

次に意見書について説明します。お手元にあるのが、昨年度11月に提出したものです。意見書は農業委員会法第38条に基づくもので、農業委員会で、農業者等の現場の意見や問題を幅広く取りまとめて関係機関に提出するものです。この時期に提出しているのは次年度予算編成の時期になりますので、農業者の意見を施策、予算に反映していただきたいということで遅くとも年内に行っております。今年度も引き続き、担当部局へ提出していこうと考えております。正式な回答は求めておりませんが、昨年度の意見書の中で一定の改善が図られております。例えば1担い手への支援の充実強化の項目の、農業用機械購入支援事業について補助率の引き上げには至りませんでした。購入費100万円以上対象となっていたものを50万円以上としてハードルを下げて利用しやすくしております。また、3農業委員会体制強化・デジタル化の強化推進については、タブレット5台分の購入及びその通信費等について予算化していただいております。

- | | | |
|---|---|--|
| 議 | 長 | 去年の要望書について口頭でも構いませんが、文書で皆に分かるように。要望書に対してこういう検証結果が出たと分かるようにして欲しいです。皆さんがた、意見があったら出して下さい。 |
| 事 | 務 | 今年度の意見書について、来月の総会で協議していきたいと思いますので、ご意見等ありましたら9月中に事務局にお願いします。 |
| 議 | 長 | これで9月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。 |

令和6年9月10日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議 長 清水 孝

署名委員 近藤政司

署名委員 松村尚吾